

清算手続きにおいて、
清算人が会社財産を全て処分し
現金化した時点の貸借対照表

現金 100円	ローン 70円
	劣後ローン 70円
	資本 200円

負債の弁済順位	債権者への弁済額	法人税法上の取り扱い(法理上)
負債には弁済順位はないと見る場合 (i.e. 負債に区別はないと見る場合)	ローンへの弁済額・・・50円	額面金額と弁済額の差額である20円が税務上損金となる。
	劣後ローンへの弁済額・・・50円	額面金額と弁済額の差額である20円が税務上損金となる。
	資本への弁済額・・・0円	株式取得価額の全額が税務上損金となる。
負債には弁済順位があると考えられる場合 (i.e. 負債には区分があると考えられる場合)	ローンへの弁済額・・・70円	まず、額面金額である70円と本来の法定弁済額である50円の差額である20円が税務上損金となる。 次に、この債権者は法定弁済額よりも20円多く現金を受け取っているの で、その20円は受取寄付金(税務上益金算入)である。 法理的には、この受取寄付金は最初の20円の損金とは通算できない(元 来的には、取引として別(別途20円受け取ったもの。)である。)
	劣後ローンへの弁済額・・・30円	まず、額面金額である70円と本来の法定弁済額である50円の差額である20円のみが税務上損金となる。 次に、この債権者は法定弁済額よりも20円少なく現金を受け取っている のだが、その20円は寄付金(税務上損金不算入)である。
	資本への弁済額・・・0円	株式取得価額の全額が税務上損金となる。